

「藤塚三本木ゲート外1更新工事」の最低制限価格の算出方法について

「藤塚三本木ゲート外1更新工事」の最低制限価格の算出根拠となる4項目（直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等）については、以下のとおり取り扱うこととします。

なお、各項目については2工種（機械設備・電気設備）の合計額とし、最低制限価格を算出します。

項目	内訳
1. 直接工事費	・直接工事費 ・機器費×60%
2. 共通仮設費	・共通仮設費 ・機器費×10%
3. 現場管理費	・現場管理費 ・据付間接費 ・設計技術費 ・機器費×20%
4. 一般管理費等	・一般管理費等 ・（電気設備のみ）機器費×10%